

## 食事サービス利用契約書

株式会社コンフォート（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_様（以下「乙」という。）は、サービス付き高齢者向け住宅「コンフォートフォレスト宝町」における食事サービスについて、以下の通り契約を締結します。

### 第1条 契約の目的

甲は、乙に対し食事サービスを提供することを約し、乙は、食事サービスの対価として第2条のサービス料金を甲に支払うことを約す。

### 第2条 利用料等

- 1 甲が乙に対し提供する食事サービスの利用料は、1食あたり朝食400円・昼食600円・夕食600円とする。
- 2 甲は乙の嚥下状態に応じて、刻み食・ミキサー食等の対応を行う。

### 第3条 予約・キャンセル

甲は乙の食事の予約およびキャンセルについては前々日の13時まで受けることができる。

それ以降のキャンセルについては実費が発生することとする。

### 第4条 利用料の変更

甲は、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情の変動により利用料金が不相当になった場合には、甲乙協議のうえで利用料金を変更する事が出来る。

### 第5条 食事の提供

- 1 甲は乙に対し、以下の時間に原則として1階の食堂で食事の提供を行う。  
・朝食 7:30~9:00 / ・昼食 11:30~13:00 / ・夕食 17:30~19:00
- 2 乙が病気等の理由により食堂で食事が出来ない場合、甲は居室まで食事の配膳と下膳を行う。

### 第6条 料金の支払い

甲は請求書に明細を付して翌月25日までに乙に請求し、乙は翌月27日までに当月分の食事料金を賃貸借契約書に定める同一の方法で支払うものとする。

本サービスについて、上記の通り食事サービス利用契約を締結したことを証すため、本契約書2通を作成し、記名・押印の上、甲乙各自が1通ずつを保有する。

西暦 年 月 日

提供事業者 (甲) 東京都葛飾区柴又5-8-13  
株式会社 コンフォート  
代表取締役 河上 信弘 印

入居者 (乙) 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

同居人 (乙) 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印